

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【政令改正の背景】

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行され、水道整備・管理行政について、厚生労働省から国土交通省及び環境省に事務が移管されました。これを踏まえ、水道事業に類する事業に係る規定を削除する政令改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の条項番号を変更します。

【施行期日】

公布の日